

令和7・8年度

市営建設工事入札参加資格審査申請書提出要領

令和7年1月

岩手県久慈市総務部財政課

目 次

I 資格審査の概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
1 申請を受付する工事種別・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2 申請要件・・・・・・・・・・・・・・・・	1
3 技術者の要件・・・・・・・・・・・・・・・・	3
II 申請の手続き ・・・・・・・・・・・・・・・・	5
1 提出方法及び受付期間・・・・・・・・	5
2 資格審査結果・・・・・・・・	5
3 資格者名簿の有効期間・・・・・・・・	6
4 提出書類・・・・・・・・	6
III 申請書類の記載方法と添付する書類 ・・・・・・・・	8
1 提出書類確認表・・・・・・・・	8
2 一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(様式第1号(総務省様式1))	8
3 競争参加資格希望工種表(様式第2号(総務省様式2-1))	8
4 営業所一覧表(様式第3号(総務省様式2-2))	8
5 経営事項審査の総合評定値通知書(写)	9
6 工事経歴書(様式第4号)	9
7 希望する工事種別の直前2年間(3年間)の年間平均完成工事高調書(様式第5号)	9
8 技術職員名簿(様式第6号)	10
9 資本関係・人的関係に関する届出書(様式第7号)	10
10 納税証明書(原本又は写)	12
11 雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入を確認する書類(様式第11号)	13
12 使用印鑑届兼委任状(様式第8号)	14
13 希望する工事種別の市内営業所分の直前2年間(3年間)の年間平均完成工事高調書(様式第9号)	15
14 上下水道料金納付状況証明書	15
15 市内営業所に関する調書(様式第10号)	15
16 経常共同企業体協定書(写)	15
17 経営規模等総括表(様式第12号)	16
18 県営建設工事入札参加資格審査結果通知書	16
IV 申請書提出後の手続き ・・・・・・・・	17
1 変更届の提出(様式第13号)	17
2 経営事項審査について	17
3 合併、分割等による申請	17
4 個人から法人への承継等による申請(様式第14号・15号)	18
5 資本関係・人的関係に変更があった場合の届出	18
6 経常共同企業体の申請	18
7 中間年における納税証明書等の提出	19
8 市への情報提供について	19
別表1 建設工事の種類コード	20
別表2 資格区分コード	21
別表3 有資格コード一覧	24

(参考)

令和7・8年度市営建設工事入札参加資格審査申請の主なスケジュール

日程			内容	参照ページ及び 参照番号
年	月	日		
R7	2	1 (土)	○7月1日登載分の申請書類 受付開始	P5 II 1、P8 III
	3	31 (月)	○7月1日登載分の申請書類 受付〆切	
R7	4	1 (火)	○8月1日登載分の申請書類 受付開始	P5 II 1、P8 III P16
	5	下旬	○岩手県から「県営建設工事入札参加資格審査結果通知書」送付を受け次第、写し提出 (工事種別①から⑱の申請者のみ対象)	
	6	30 (月)	○8月1日登載分の申請書類 受付〆切	
	7	1 (火)	★資格者名簿有効期間始期日	
		随時	○申請書類の提出受付 (R9.5.20まで) ○変更届の提出受付	P5 II 1、P8 III P17IV 1
R8	2	1 (日)	○中間年における提出書類 受付開始	P19IV 7
	3	31 (火)	○中間年における提出書類 受付〆切	
			対象者:久慈市内に本社、受任者若しくは営業 所を有する法人又は個人	
R9	6	30 (水)	★資格者名簿有効期間終期日	

I 資格審査の概要

久慈市が発注する工事の入札に参加するためには、あらかじめ入札参加資格審査を申請し、市営建設工事入札参加資格者名簿に登録されていることが必要です。

1 申請を受け付ける工事種別

久慈市の市営建設工事の工事種別は、以下の25業種です。

- | | | |
|-------------------|----------|---------|
| ①土木工事 | ⑩塗装工事 | ⑲防水工事 |
| ②建築一式工事 | ⑪グラウト工事 | ⑳左官工事 |
| ③電気設備工事 | ⑫通信設備工事 | ㉑屋根工事 |
| ④管設備工事 | ⑬しゅんせつ工事 | ㉒板金工事 |
| ⑤舗装工事 | ⑭造園工事 | ㉓内装仕上工事 |
| ⑥鋼橋上部工事 | ⑮ボーリング工事 | ㉔建具工事 |
| ⑦プレストレスト・コンクリート工事 | ⑯消防設備工事 | ㉕清掃施設工事 |
| ⑧法面処理工事 | ⑰標識設置工事 | |
| ⑨機械設備工事 | ⑱鋼工作物工事 | |

2 申請要件

(1) 申請者の欠格要件

以下のいずれかに該当する企業は、市営建設工事入札参加資格者名簿に登載できません。

- ① 契約を締結する能力を有しない者（成年被後見人等）及び破産者で復権を得ない者
- ② 「市営建設工事入札参加資格者要綱」（平成18年久慈市告示第10号）第9第1項又は第2項の規定により処分を受けた者で、その処分の期間を経過しない者
- ③ 下記の税を滞納している者
 - ア 久慈市の市税（全ての税目）
 - イ 法人税（国税：法人の場合）
 - ウ 申告所得税及び復興特別所得税（国税：個人事業主の場合）
 - エ 消費税及び地方消費税
- ④ 雇用する労働者（適用除外の者を除く。）が雇用保険の被保険者となったこと並びに健康保険及び厚生年金保険の適用事業所となったことについて関係機関に届出を行っていない者
- ⑤ 暴力団、暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者
 - ア 暴力団、暴力団員とは構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体及びその構成員
 - イ これら（暴力団又は暴力団員）と密接な関係を有する者
 - a 暴力団員を役員等経営幹部とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させている者
 - b 暴力団員を雇用している者
 - c 暴力団又は暴力団員を代理人、受託者等として使用している者
 - d 暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与える者
 - e 暴力団又は暴力団員を問題解決等のために利用する者

f 暴力団又は暴力団員と密接な交際をする者

g 暴力団若しくは暴力団員又はaからfの行為を行う者であると知りながら、その者に建設工事の下請等をさせる者

⑥ 経営事項審査の審査基準日（決算日）が、令和5年10月1日以降の総合評定値通知書を有していない者

⑦ 久慈市上下水道料金を滞納している者（ただし、分納誓約書を久慈市上下水道部に提出している場合は、この限りでない。）

(2) 申請する工事種別ごとの欠格要件

申請する工事種別において、以下のいずれかに該当する企業は、その工事種別については、市営建設工事入札参加資格者名簿に登載できません。

① 申請する工事種別に対応した建設業許可を受けていないとき

【「申請する工事種別」と建設業許可における「建設工事の種類」の対応表】

申請する工事種別	建設業許可における「建設工事の種類」
① 土木工事	土木一式工事
② 建築一式工事	建築一式工事
③ 電気設備工事	電気工事
④ 管設備工事	管工事
⑤ 舗装工事	舗装工事
⑥ 鋼橋上部工事	鋼構造物工事
⑦ プレストレスト・コンクリート工事	土木一式工事
⑧ 法面処理工事	とび・土工・コンクリート工事
⑨ 機械設備工事	機械器具設置工事、鋼構造物工事 又は 水道施設工事 (いずれか1種類以上)
⑩ 塗装工事	塗装工事
⑪ グラウト工事	とび・土工・コンクリート工事
⑫ 通信設備工事	電気通信工事
⑬ しゅんせつ工事	しゅんせつ工事
⑭ 造園工事	造園工事
⑮ ボーリング工事	さく井工事 又は とび・土工・コンクリート工事 (いずれか1種類以上)
⑯ 消防設備工事	消防施設工事
⑰ 標識設置工事	とび・土工・コンクリート工事
⑱ 鋼工作物工事	鋼構造物工事
⑲ 防水工事	防水工事
⑳ 左官工事	左官工事
㉑ 屋根工事	屋根工事
㉒ 板金工事	板金工事
㉓ 内装仕上工事	内装仕上工事
㉔ 建具工事	建具工事
㉕ 清掃施設工事	清掃施設工事

備考

- 法面処理工事 モルタル吹き付け、種子吹き付け、樹脂吹き付け等の工事をいう。
- 機械設備工事 機械設備に関する工事で電気設備、管設備（暖冷房衛生設備等）及び通信設備に含まれないもの（水閘門、エレベーター、下水処理場、浄水場等の設備）をいう。
- 塗装工事 建物塗装、橋梁塗装、区画線、道路標示その他一般塗装をいう。
- 通信設備工事 電話交換機械設備及び電光式道路情報板設置工事を含む。
- 鋼工作物工事 鋼構造物に関する工事で鋼橋上部工事及び機械設備工事以外のもの（鉄骨工事、鉄塔工事、鋼製スノーシェッド設置工事等）をいう。
- 防水工事 建物防水をいう。

- ② 上記の表の①から⑯までの工事を希望する場合、岩手県の令和7・8年度県営建設工事競争入札参加資格者名簿（以下「県名簿」という。）の同じ工事種別に記載されていないとき
- ③ 経営事項審査の総合評価値通知書において、申請する工事種別に対応した完成工事高がないとき（完成工事高が「0」の場合を含む）
- ④ 申請する工事種別について、経營業務の管理責任者、営業所専任の技術者以外に技術者が在籍しておらず、工事現場ごとに主任技術者又は監理技術者を専任で配置できる状況にないとき ※経營業務の管理責任者及び営業所専任の技術者の他にも技術者の在籍を求めています。
- ⑤ 申請する工事種別が土木工事、建築一式工事、電気設備工事、管設備工事、舗装工事においては、「3 技術者数の要件」に掲げる技術者数の最低要件を満たしていないとき
- ⑥ 工事現場ごとに主任技術者又は監理技術者を専任で配置できる状況にないとき又は土木工事、建築一式工事、電気設備工事、管設備工事及び舗装工事にあつては、3頁「3 技術者数の要件」に掲げる技術者数の最低要件（東北6県の支店等）を満たしていないとき

3 技術者数の要件

- (1) 土木工事、建築一式工事、電気設備工事、管設備工事、舗装工事については、下記技術者数要件表のとおり技術者数の要件が設定されています。要件表では、必要な技術者総数及び1級相当の技術者数を示しています。
- 対象となる技術者は、東北6県（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県）の本店、支店、営業所等に所属している技術者です。**
- (2) 技術者数は、技術者登録連絡票に記載のある技術者を工事種別ごとに集計します。（経營業務の管理責任者となっている技術者及び営業所専任の技術者を含んだ全技術者を集計します。）
- (3) 各工事種別に対応する資格等については、別表2「資格区分コード」（P21～23）のとおりです。
- | | |
|------|--|
| 1級相当 | 1級建設機械施工技士、各業種の1級施工管理技士、一級建築士、各業種の技術士 |
| 2級相当 | 2級建築機械施工技士、各業種の2級施工管理技士、二級建築士、第一種電気工事士、職業能力開発促進法による資格、実務経験資格 等 |

技術者数要件表			
業種	格付	資格の名称	要件（技術者数） () 内…1級相当の技術者数
土木	A	土木施工管理技士等	12人以上（5人以上）
	B	〃	6人以上（3人以上）
	C	〃	3人以上（1人以上）
建築一式	A	建築施工管理技士等	8人以上（4人以上）
	B	〃	5人以上（1人以上）
	C	〃	3人以上（要件なし）
電気設備	A	電気工事施工管理技士等	6人以上（3人以上）
	B	〃	3人以上（1人以上）
管設備	A	管工事施工管理技士等	5人以上（2人以上）
	B	〃	3人以上（1人以上）
舗装	A	土木施工管理技士等	8人以上（4人以上）
		舗装施工管理技術者（1級） ※土木施工管理技士等との重複可	1人以上
	B	土木施工管理技士等	3人以上（1人以上）
		舗装施工管理技術者（2級以上） ※土木施工管理技士等との重複可	1人以上

【例】土木工事A級の場合

12人以上（5人以上）→ 1級又は2級相当の技術者数が12人以上必要であり、かつ、そのうち1級相当の技術者が5人以上必要となる。

注 上記技術者数の要件を満たしている場合でも、全ての工事種別について、「経營業務の管理責任者」、「営業所専任の技術者」以外に技術者が在籍しておらず、工事現場ごとに主任技術者又は監理技術者を専任で配置できる状況にない場合は、市営建設工事入札参加資格者となることはできません。

Ⅱ 申請の手続き

久慈市の市営建設工事入札参加資格者名簿への登載を希望する方は、次により申請書を提出してください。

1 提出方法及び受付期間

(1) 受付期間

① 定期受付

令和7年2月1日(土)から令和7年3月31日(月)まで(土日祝日を除く。)
午前8時30分から午後5時15分まで(必着)

② 随時受付

①の定期受付期間終了後、令和9年5月20日まで(土日祝日を除く。)

(2) 提出方法

郵送又は直接持参により提出してください。

(3) 提出先

〒028-8030 岩手県久慈市川崎町1番1号 電話 0194-52-2113 (課直通)
久慈市 総務部 財政課 管財係 FAX 0194-52-3653

(4) 注意事項

① 市営建設工事種別①から⑱までの工事を希望する場合は、岩手県の県営建設工事競争入札参加資格者名簿の登載を要件としておりますことから、岩手県の申請書受付期間内に岩手県への申請も必要となります。

② 入札案件ごとの契約条件として、有効な総合評定値通知書を有していること、3ヶ月以上継続して雇用している技術者を配置できることが必要となります。これらの条件を満たせないときは、指名通知を受けた場合であっても入札に参加せずに、入札執行担当課に入札辞退届を提出してください。

③ 経常共同企業体(経常JV)による市営建設工事入札参加資格者名簿登載を希望する場合は、構成員各員について申請したうえで、経常JVの申請手続きを行ってください。

経常JVとして市営建設工事入札参加資格者名簿に登載された工事種別(申請業種)については、あらかじめ認定された構成員単者としての資格は取り消されます。

つきましては、経常JVとしての資格認定後の名簿有効期間中の受注方針等について十分検討したうえで申請されますようお願いいたします。

④ 久慈市の小規模工事等契約希望者登録をされている方は、市営建設工事入札参加資格者名簿に登載された時点で、登載された工事種別の小規模工事等契約希望者登録を取り消されます。(同一の工事種別)

2 資格審査結果

資格審査の結果、適切であると認められた場合は、市営建設工事入札参加資格者名簿に登載されます。資格者名簿は久慈市役所1階生活環境課窓口及び市ホームページにて公表しますが、**申請者に対して個別に通知は行いません。**申請書受付票(申請書を受け付けした旨の記載のみ)の送付を希望する方は、送付先の住所及び名称を記入のうえ、切手を貼りつけた返信用封筒又はハガキを申請書とともに提出してください。

なお、**書類に不足や不備等があり名簿に登載されない場合は、別途電話連絡いたします。**

3 資格者名簿の有効期間

令和7・8年度市営建設工事入札参加資格者名簿の有効期限は次のとおりとなります。

受付期間		資格者名簿	
		登載日	有効期間
令和7年2月1日～令和7年3月31日		令和7年7月1日	登載日 ～ 令和9年6月30日
令和7年4月1日～令和7年6月30日		令和7年8月1日	
令和7年7月1日 ～ 令和9年5月20日	a) 毎月1日～20日	a) 翌月1日	
	b) 毎月21日～末日	b) 翌々月1日	

※なお、次の資格者名簿が作成されるまで有効期間が延長される場合があります。

※受付書類に不足や不備等がある場合は、登載日に登載されない場合があります。

4 提出書類

- (1) 市内に法第3条第1項に規定する営業所（本店又は支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所）又はその他の営業所を有する方（※その他の営業所とは、8頁Ⅲ1(4)に該当する市内営業所等をいう。）

⇒ 次の表の順番に、綴じずにクリップ留めのうえ、1部提出してください。

- (2) 市内に本社又は営業所を有しない方（上記(1)以外の方）

⇒ 次の表の順番に、A4フラットファイル（色の指定はありません。）に綴じて、表紙及び背表紙に商号又は名称を記載のうえ、1部提出してください。

- (3) 申請書は久慈市のホームページからダウンロードすることができます。

(<https://www.city.kuji.iwate.jp/>)



※トップページ⇒（くらしの情報）申請書ダウンロード⇒ 財政課⇒ 該当ページ

No.	提出書類	様式	写し	○:必須 △:該当者	解説頁	備考
1	提出書類確認表	—	可	○	8	市内営業所を有する場合は下部に要記載
2	一般競争（指名競争）参加資格審査申請書	第1号 （総務省 様式1）	可	○	8	
3	競争参加資格希望工種表	第2号 （総務省 様式2-1）	可	○	8	
4	営業所一覧表	第3号 （総務省 様式2-2）	可	△	8	支店等に委任する場合提出
5	経営事項審査の総合評定値通知書	—	可	○	9	
6	工事経歴書	第4号	可	○	9	

7	希望する工事種別の直前2年間(3年間)の年間平均完成工事高調書	第5号	可	○	9	
8	技術職員名簿	第6号	可	○	10	県内企業又は土木・建築一式、電気設備・管設備・舗装の各工事を希望する県外企業
9	資本関係・人的関係に関する届出書	第7号	可	○	10	該当しない場合も必ず提出
10	納税証明書	—	可	○	12	詳細は12項参照。県税の納税証明書提出不要
11	雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入を確認する書類	—	可	△	13	該当する場合は、左記のいずれかを提出
	上記加入義務がないことの誓約書	第11号	可			
12	使用印鑑届兼委任状 ※要押印	第8号	不可	○	14	
13	希望する工事種別の市内営業所分の直前2年間(3年間)の年間平均完成工事高調書	第9号	可	△	15	本社等が久慈市外で久慈市内に営業所等を有する場合
14	上下水道料金納付状況証明書	—	不可	△	15	市内に本社又は営業所を有する方
15	市内営業所に関する調書	第10号	可	△	15	
16	経常共同企業体協定書	—	可	△	15	経常共同企業体申請者のみ
17	経営規模等総括表	第12号	可	△	16	
18	県営建設工事入札参加資格審査結果通知書 ※1	—	可	△	16	工事種別1から19を希望する場合のみ、令和7年5月下旬以降に提出

※1 定期受付期間に申請書を提出される方

上記表のNo.1からNo.17のうち、必要書類を受付期間内に提出のうえ、**令和7年5月下旬に岩手県から送付される「No.18 県営建設工事入札参加資格審査結果通知書」を受領後、速やかに写しを提出してください。**

※ 随時受付期間に申請書を提出される方

上記表のNo.1からNo.18までの必要書類を一括して提出してください。

Ⅲ 申請書類の記載方法と添付する書類

1 市営建設工事入札参加資格申請書提出書類確認表

- (1) 商号（名称）及び申請事務担当者の所属・氏名、本社及び受任者（受任先がある場合のみ）の連絡先等を記入してください。
- (2) 提出書類の提出欄に○を記入するとともに、納税証明書提出一覧において、提出する納税証明書の□にチェックを記入して提出してください。
本表により申請書提出前に再度確認をお願いします。
- (3) 本表は申請書の受付時に確認票としても使用しますので、他の提出書類と同様に必ず提出してください。

(4) 市内営業所等

主たる営業所又は受任者以外の営業所を久慈市内に有する場合は、下部の市内営業所等欄に記入してください。なお、当該営業所が建設業法上の営業所に該当しない場合でも、次の要件をすべて満たす場合は、記入してください。

- ① 営業所としての事務室が設置されていること。
- ② 常時営業活動の体制が整っていること。
- ③ 法人市民税を久慈市に納付していること。また、直前2事業年度分における久慈市固定資産税及び法人市民税に滞納がないこと。（※久慈市が発行する様式第29号（完納証明）及び様式第29号（税目別証明）両方の納税証明書提出が必要です。）
- ④ 久慈市上下水道料金に滞納がないこと。
- ⑤ 営業所の設置に係る必要書類の提出がなされていること。
 - ア 希望する工事種別の市内営業所分の直前2年間（3年間）の年間平均完成工事高調書（様式第9号）
 - イ 市内営業所に関する調書（様式第10号）

2 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（様式第1号（総務省様式1））

「総務省標準様式」での提出となりますので、別添の競争入札参加資格審査申請書（標準様式）記載要領に従い、作成してください。

行政書士等が代理申請する場合は、申請者（代表者）から申請代理人（行政書士等）への委任状（任意様式可）を添付してください。

3 競争参加資格希望工種表（様式第2号（総務省様式2-1））

「総務省標準様式」での提出となりますので、別添の競争入札参加資格審査申請書（標準様式）記載要領に従い、作成してください。

記載要領中に示している別紙1（様式2-1関係）の工種区分に従い、「③競争参加資格希望工種区分」の「01~04」列の該当箇所に「○」を記載してください。

4 営業所一覧表（様式第3号（総務省様式2-2））

「総務省標準様式」での提出となりますので、別添の競争入札参加資格審査申請書（標準様式）記載要領に従い、本社（店）から受任する支店等営業所の状況について作成してください。

別紙5は定めておりませんので、久慈市で営業可能な場合は、「01」を記載してください。

5 経営事項審査の総合評定値通知書（写）

- (1) 審査基準日（決算日）が、令和5年10月1日以降で最新の総合評定値通知書の写しを提出してください。
- (2) 許可行政庁に対して総合評定値を請求済であるものの、申請書の提出期限までに総合評定値通知書（写）を提出できない方は、許可行政庁の受付印のある「経営規模等評価申請書」、「総合評定値請求書」及び「工事種類別完成工事高」の写しを提出してください。

ただし、総合評定値通知書を受け付け次第、直ちにその写しを提出してください。総合評定値通知書の提出がない場合、市営建設工事入札参加資格者名簿に登録できないことがあります。

6 工事経歴書（様式第4号）

- (1) 希望する工事種別ごとに作成し、希望する工事種別に対応する建設工事の工事経歴を記入してください。
- (2) 令和6年10月1日の直前2年の各営業年度内及び申請書を提出する日までに完成又は着工した工事で、官公庁発注に係る元請工事を中心に主な工事について記入してください。官公庁発注工事の経歴がない場合は、民間工事について主な工事を記載してください。（※元請がない場合は下請でも可。未完成工事を含む。）

なお、**全ての工事について記載する必要はありません。**

- (3) 工事名の欄には、請け負った工事が何の工事か分かるように具体的な工事の名称を請負契約書の工事名等により記入してください。
- (4) 下請工事は、注文者の欄に直接注文をした者の商号又は名称を記入してください。
- (5) 工事場所のある都道府県名の欄には、岩手県内の工事は市町村名、岩手県外の日本国内の工事は都道府県名、日本国外の工事は国名又は地域名（台湾、香港等）を記入してください。
- (6) 金額は消費税等を含まない最終請負額（未完成工事は申請書を提出する日の額）を記入してください。やむを得ず消費税等を含む額を記入する場合は、右側上段余白に「税込」と表示してください。
- (7) 特定共同企業体（特定JV）で施工した工事は、請負代金の額の欄に全体請負額を、その上段に持分請負額をかつこ書きとしてください。
- (8) 工事内容の欄には、請け負った工事の内容が分かるように規模、構造等を具体的に記入してください。

7 希望する工事種別の直前2年間（3年間）の年間平均完成工事高調書（様式第5号）

- (1) 経営事項審査において選択した「2年平均」又は「3年平均」にしたがって記入してください。
- (2) 希望する工事種別の年間平均完成工事高に他の建設工事の年間平均完成工事高を合算することを希望する場合、下段に建設業法上の「建設工事の種類」を括弧書きし、その上段に、「希望する工事種別」を記入してください。
- (3) 表の「合計」の「計」は、総合評定値通知書の完成工事高合計と一致します。千円未満の端数は「その他の工事」の欄で調整の上、「官公庁」＋「民間」＝「計」となるようにします。
- (4) 表には、完成工事の請負代金の消費税及び地方消費税を含まない額を記入してください。
- (5) 下請工事については、注文者は「民間」に該当するものとして記載してください。

- (6) 令和6年10月1日の直前2年の各営業年度に含まれる月数の合計が24月に満たない場合の直前2年間の年間平均完成工事高は、各営業年度の工事施工金額の合計額を2で除した額としてください。また、直前3年の各営業年度に含まれる月数の合計が36月に満たない場合は、同様に合計額を3で除した額としてください。
- (7) 塗装工事を希望する者は、該当する欄に「区画線及び道路標示」の完成工事高をカッコ書きしてください。

8 技術職員名簿（様式第6号）

- (1) 次のいずれかに該当する方が提出してください。
- ア 県内企業
イ 土木、建築一式、電気設備、管設備、舗装の各工事を希望する県外企業
- (2) 希望する工事種別（申請業種）に対応する国家資格や実務経験を有する技術者について、申請書を提出する日の前月末日の状況で記入してください。
- (3) 申請書を提出する日までに資格証明書（免状）等が交付されていない技術者による申請はできません。
- (4) 県外企業の方は、東北6県の営業所、支店等に所属している技術者を記入してください。
- (5) 「生年月日」は、年号コード（大正…T、昭和…S、平成…H）を用いて記入してください。
- (6) 「有資格区分コード」の欄には、希望する工事種別に対応する国家資格等について、別表2「資格区分コード」の中から、該当する資格のコードを記入してください。別表2に該当する資格コードがない場合は、別表3「有資格コード一覧」の中から、該当する資格のコードを記入してください。なお、「舗装施工管理技術者1級」については「ho1」、「舗装施工管理技術者2級」については「ho2」と記入してください。
- (7) 「実務経験者担当業種コード」の欄は、実務経験年数により技術者として認められている者について、別表1「建設工事の種類コード」から該当するコードを記入してください。
- (8) 法第7条第1号に該当する者（経營業務の管理責任者）は「経營業務の管理責任者」欄に○を記入してください。
- (9) 法第7条第2号及び第15条第2号に該当する技術者（営業所専任の技術者）は「営業所の専任技術者」欄に○を記入してください。
- (10) 経營業務の管理責任者（法第7条第1号）及び営業所専任の技術者（法第7条第2号及び法第15条第2号）以外の技術者がいない工事種別は、申請できませんので注意してください。

9 資本関係・人的関係に関する届出書（様式第7号）

久慈市が発注する建設工事では、一定の資本関係又は人的関係のある複数の者の同一入札への同時参加を認めない取り扱いをしています。

市営建設工事入札参加資格審査申請をする者は、資本関係等がある会社の有無にかかわらず、「資本関係・人的関係に関する届出書」を必ず提出してください。

- (1) 同一入札への参加が制限される場合

【資本関係】

以下のいずれかに該当する場合には、同一入札に同時参加することができません。

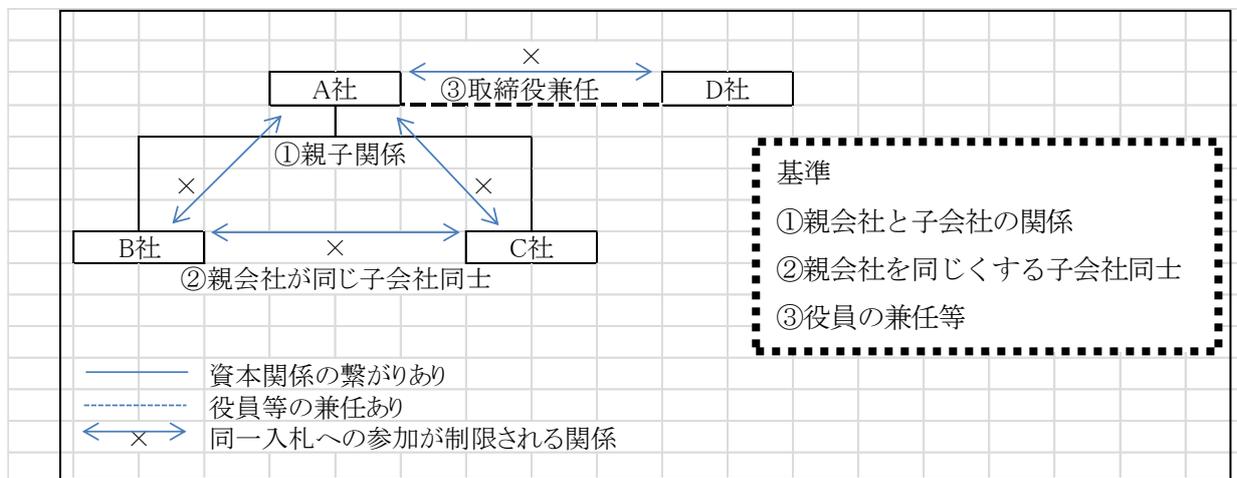
- ア 親会社と子会社の関係にある場合
イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

【人的関係】

以下のいずれかに該当する場合には、同一入札に同時参加することができません。

- ア 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- イ 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合
- ウ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

【参考：同一入札への同時参加が制限される場合】



(2) 届出書提出にあたっての留意事項

「資本関係・人的関係に関する届出書」は、一定の資本関係または人的関係がない場合でも必ず提出しなければなりません。（資本関係又は人的関係のある会社がない場合も、「無」を○で囲んで提出してください。）

(3) 親会社、子会社の定義

会社法第2条第3号の2及び第4号の2に規定する親会社等・子会社等としています。

（会社法抜粋）

第2条第3号の2（子会社等）

- イ 子会社（会社はその総株主の議決権の過半数を有する株式会社その他の当該会社はその経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう。）
- ロ 会社以外の者がその経営を支配している法人として法務省令で定めるもの

第2条第4号の2（親会社等）

- イ 親会社（株式会社を子会社とする会社その他の当該株式会社の経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう。）
- ロ 株式会社の経営を支配している者（法人であるものを除く。）として法務省令で定めるもの

(4) 役員の定義

①株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

- ア 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
- イ 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
- ウ 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
- エ 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

②会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

③持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の業務を執行する社員

④組合の理事

⑤その他業務を執行する者であつて、①から④までに掲げる者に準ずる者

⑥民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人

⑦委員会等設置会社における執行役又は代表執行役

※ 届出者における役職及び兼任先における役職の両方が上記に該当する場合のみ、制限の対象となります。制限の対象となる役員のみ記入してください。

(5) 「資本関係・人的関係に関する届出書」は、届出日現在で記載してください。

(6) 資本関係に関する事項

「該当の有無」欄は、親会社又は子会社がある場合は「有」を、ない場合は「無」を○で囲んでください。

※ 親会社は、建設業許可の有無にかかわらず記載してください。ただし、子会社は建設業許可を有する建設業者に限ります。なお、子会社または子会社の一方が更生会社又は再生手続き中である場合は対象外であるため記載しないでください。

※ 資本関係に該当する場合において、久慈市に市営建設工事入札参加資格審査申請書を提出する（資格者名簿に登録されている場合を含みます。）会社が他にないことが明らかな場合は、「無」を○で囲んで差し支えありません。

(7) 人的関係に関する事項

① 「該当の有無」欄は、人的関係がある場合は「有」を、ない場合は「無」を○で囲んでください。

※ 人的関係に該当する場合において、久慈市に市営建設工事入札参加資格審査申請書を提出する（資格者名簿に登録されている場合を含みます。）会社が他にないことが明らかな場合は、「無」を○で囲んで差し支えありません。

② 「役職」欄は、兼任役員の場合に於ける役職を記入してください。

ア 「代表取締役」、「取締役」、「執行役」、「業務執行社員」、「理事」、「管財人」のいずれかを記入してください。

イ 役員が名称が上記と異なる場合でも、職務権限等が上記に該当する場合には、該当するものを記入してください。例) 代表取締役社長⇒「代表取締役」 専務取締役⇒「取締役」

ウ 「執行役」とは、指名委員会等設置会社における執行役及び代表執行役のことです。

エ 「監査役」、「執行役員」などは役員に該当しないため、記入しないでください。

③ 「氏名」欄は、兼任役員の場合に於ける氏名を記入してください。

④ 「建設業許可番号」欄は、兼任役員の場合に於ける建設業許可番号を記入してください。

⑤ 「兼任先の商号又は名称」欄は、兼任役員の場合に於ける兼任先の商号又は名称を記入してください。

⑥ 「兼任先役職」欄は、兼任役員の場合に於ける兼任先の役職を記入してください。記載要領については、上記②アからエと同様です。

(8) 記載欄が不足する場合は、適宜、記載欄を追加するなどして提出してください。

10 納税証明書（原本又は写）

次に掲げる納税証明書の原本又は写し（発行後3ヶ月以内のもの）を提出してください。

（消費税については、課税対象業者に限ります。）

なお、新型コロナウイルス感染症等の影響により税の徴収猶予を受けている場合は、徴収猶予許可通知書等の写しを添付してください。

(1) 久慈市内に法第3条第1項に規定する営業所（本店又は支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所）を有する方 **※①～③全ての納税証明書が必要です。**

① 法人税又は申告所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税（税務署発行の証明書）

【法人の場合】納税証明書（その3の3）

【個人の場合】納税証明書（その3の2）

② 久慈市税〔市が賦課徴収する全ての税目〕（久慈市収納課発行の証明書）

【法人・個人の場合】納税証明書（様式第29号（**完納証明**））

③ 久慈市税〔市が賦課徴収する**固定資産税、法人市民税**〕（久慈市収納課発行の証明書）

※ 課税されていない場合は不要です。

【法人・個人の場合】納税証明書（様式第29号（**税目別証明**）） **直前2事業年度分**

(2) 上記(1)以外で、8頁Ⅲ1(4)に該当する市内営業所を有する方

①と②上記(1)に同じ

③ 久慈市税〔市が賦課徴収する**固定資産税、法人市民税**〕（久慈市収納課発行の証明書）

※ 課税されていない場合は不要です。

【法人・個人の場合】納税証明書（様式第29号（**税目別証明**）） **直前2事業年度分**

(3) 上記(1)以外で、岩手県内に法第3条第1項に規定する営業所を有する方

法人税又は申告所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税（税務署発行の証明書）

【法人の場合】納税証明書（その3の3）

【個人の場合】納税証明書（その3の2）

(4) 岩手県内に法第3条第1項に規定する営業所を有しない方

法人税又は申告所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税（税務署発行の証明書）

【法人の場合】納税証明書（その3の3）

【個人の場合】納税証明書（その3の2）

※ 国税の納税証明書の請求及び受取は、パソコンやスマートフォンから可能です。

詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。

<https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nozei-shomei/01.htm>



※ 市税の納税証明書は代理人でも申請できますが、代表者又は受任者から来庁される方（代理人）へ委任されていることが確認できる場合に限り、（様式第29号（**完納証明**）および（**税目別証明**）の委任欄への記入又は委任状の持参（任意様式可）が必要です。）

また、金融機関で納付した場合、納付確認ができるまで日数を要することから、納税証明書申請直前に納付した場合は金融機関の領収印が押印された領収書を持参・提示願います。

11 雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入を確認する書類（様式第11号）

【対象者】

経営事項審査の総合評定値通知書において、「その他の審査項目（社会性等）」のうち、「雇用保険加入の有無」「健康保険加入の有無」「厚生年金保険加入の有無」のうちいずれかの数値等が **「有」以外（「無」「除外」等）となっている申請者**

ただし、令和2年10月1日以降に建設業許可（いずれかの申請区分）を申請し、取得した場合は不要。

【留意事項】

(1) 雇用保険、健康保険及び厚生年金保険に加入する義務がある者は次のとおりです。

- ① 雇用保険 労働者が1人でも雇用される事業
 - ② 健康保険及び厚生年金保険 ア 常時5人以上の従業員を使用する個人の事業所
イ 法人の事業所
- (2) 雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入状況を確認するため、次の書類を提出してください。ただし、経営事項審査の総合評定値通知書により確認できないものに限ります。
- なお、領収書については、日本年金機構の年金事務所等の「口座振替通知書」又は「納入証明書」など、払込状況を確認できるその他の書類をもって代えることができます。
- ① 雇用保険の加入関係書類
 - ア 加入義務がある場合
 - 労働（雇用）保険の保険料申告書（写し）＋直近1回（期）分の領収書（写し）
 - ※ 労働保険に関する事務処理を労働保険事務組合に委託している場合は、事務組合発行の保険料納入通知書（写し）＋直近1回分の領収書（写し）
 - イ 加入義務がない場合
 - 雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入義務がないことの誓約書（様式第11号）
 - ② 健康保険及び厚生年金保険の加入関係書類
 - ア 加入義務がある場合
 - 日本年金機構の年金事務所発行の保険料の直近1回分の領収書（写し）
 - ※ 健康保険組合に加入している場合（年金事務所から適用除外の承認を受け、組国保（中建国保等）に加入している場合を含む。）は、直近1回分の、健康保険組合の保険料の領収書（写し）＋厚生年金保険の領収書（写し）
 - イ 加入義務がない場合
 - 雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入義務がないことの誓約書（様式第11号）
- (3) 最近になって初めて雇用保険、健康保険及び厚生年金保険に加入した場合には、次の書類を提出してください。
- ① 雇用保険 雇用保険適用事業所設置届の事業主控え（写し）
 - ② 健康保険及び厚生年金保険 健康保険・厚生年金保険新規適用届の事業主控え（写し）

12 使用印鑑届兼委任状（様式第8号）

総務省の標準様式を使用することにより資格審査申請書への押印が不要となることから、入札・契約事務等に使用する印鑑を確認するため、必要箇所に記入及び押印し、提出してください。

- (1) 権限の委任に当たっては、復代理人の選任から請負代金の請求・受領等、契約に関する一連の事項について権限を分割することなく同一の方に委任してください。
- (2) 委任期間は、令和7・8年度市営建設工事入札参加者名簿に登載された日から、令和9年6月30日までとなります。
- (3) 人事異動等で受任者の変更があった場合は、必ず変更後の使用印鑑届兼委任状を提出してください。

なお、変更する場合の委任期間は、変更のあった日から令和9年6月30日までとなります。

- (4) 連絡先E-Mailは、入札（見積）・契約の締結等に係る書類の送付先メールアドレスを記入してください。なお、受任者を有しない場合は、別添の競争入札参加資格審査申請書（標準様式）記載要領「17 担当者メールアドレス」を書類の送付先として取り扱いをします。

13 希望する工事種別の市内営業所分の直前2年間（3年間）の年間平均完成工事高調書（様式第9号）

市内に主たる営業所以外の営業所を有する場合のみ提出してください。

14 上下水道料金納付状況証明書

- (1) 市内に法第3条第1項に規定する営業所（本店又は支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所）又は8頁Ⅲ1(4)に該当する営業所を有する場合のみ提出してください。
- (2) 法人の場合は、法人が使用者名義となっている市内の事業所等、個人の場合は、代表者が使用者名義となっている市内の事業所等の所在地及び水栓番号を記入してください。水栓番号は、右詰めで記入し、空白は「0」で埋めてください。
なお、水栓番号が不明の場合は未記入として差し支えありません。
- (3) 記載欄が不足する場合は、適宜、記載欄を追加するなどして提出してください。
- (4) 必要事項を記入し、上下水道料金納付状況証明願を久慈市上下水道部に提出してください。
- (5) **久慈市上下水道部から証明を得た上下水道料金納付状況証明書の原本（発行後2ヶ月以内のもの）を切り取らずにそのまま提出してください。**
- (6) 申請者と水栓の使用者名義が異なっている場合は、「上下水道の使用が無いこと」の証明を得てください。

15 市内営業所に関する調書（様式第10号）

- (1) 市内に法第3条第1項に規定する営業所（本店又は支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所）又は8頁Ⅲ1(4)に該当する営業所を有する場合のみ提出してください。
- (2) 希望する工事種別にかかわらず、市内営業所に常時雇用されている国家資格や実務経験を有する技術者について、申請書提出日現在の状況で記入してください。
また、8頁Ⅲ1(4)に該当する営業所を有する場合は、市内営業所に常時雇用されている職員全員について記入し、技術職員以外の者は「技術以外」の欄に○を記入してください。
- (3) 「有資格区分コード」欄には、別表2「資格区分コード」の中から、該当する資格のコードを記入してください。別表2に該当する資格コードがない場合は、別表3「有資格コード一覧」の中から、該当する資格のコードを記入してください。なお、「舗装施工管理技術者1級」については「ho1」、「舗装施工管理技術者2級」については「ho2」と記入してください。
- (4) 「実務経験者担当業種コード」の欄は、実務経験年数により技術者として認められている者について、別表1「建設工事の種類コード」に該当するコードを記入してください。
- (5) 「技術者」の欄は、別表2により該当する等級に○を記入してください。
- (6) 「監理」の欄は、「監理技術者資格者証を有する技術者」に○を記入してください。
- (7) 「経管」欄は、法第7条第1号に該当する者「経營業務の管理責任者」に○を記入してください。
- (8) 「専任」の欄は、法第7条第2号及び第15条第2号に該当する技術者「営業所の専任技術者」に○を記入してください。
- (9) 記載欄が不足する場合は、適宜、記載欄を追加するなどして提出してください。

16 経常共同企業体協定書（写）

経常共同企業体（経常JV）を申請する場合のみ提出してください。

17 経営規模等総括表（様式第12号）

經常共同企業体（經常JV）を申請する場合のみ提出してください。また、全構成員分の技術職員名簿（様式第6号）の写しを添付して下さい。その際、技術職員名簿の左側余白に当該經常JVとして受注する工事に専ら従事しえる技術者に○印を付けてください。さらに、すべての構成員の経営事項審査の総合評定値通知書の写し（審査基準日（決算日）が、令和5年10月1日以降のもの）を添付してください。

18 県営建設工事入札参加資格審査結果通知書(写)

市営建設工事種別の①から⑩を希望する場合は、岩手県の令和7・8年度県営建設工事入札参加資格審査を申請してください。

岩手県の審査の結果、県名簿に登載されることが久慈市の資格者要件となりますので、令和7年5月下旬に岩手県から発行される「県営建設工事競争入札参加資格審査結果通知書」の送付を受けましたら、写しを速やかに提出してください。

県名簿に登載されても、審査結果通知書の写しが提出されないと久慈市の有資格者として認められない場合がありますのでご注意ください。

IV 申請書提出後の手続き

1 変更届の提出（様式第13号）

(1) 申請書を提出した後、名簿有効期間中にその内容に変更が生じた場合には、速やかに「市営建設工事入札参加資格審査申請書記載事項変更届」（様式第13号）を提出する必要があります。

(2) 提出書類

変更事項	変更届に添付する書類
営業所(主たる営業所、登録した受任者の所属する営業所、岩手県内の営業所)の名称、所在地、電話番号、FAX番号	<input type="checkbox"/> 登記事項証明書（部分写し可） ※ 登記事項証明書は、商号又は名称、代表者の変更など登記の変更を必要とする場合のみ添付してください。 <input type="checkbox"/> 使用印鑑届兼委任状
商号又は名称	
代表者の職名、氏名	
受任者の職名、氏名、所在地	<input type="checkbox"/> 使用印鑑届兼委任状
技術職員(技術職員名簿の記載事項)	<input type="checkbox"/> 資格者証の写しなど、資格を取得したことが確認できる書類を提出してください。
市内営業所に関する調書の記載事項	
建設業法に基づく許可換え(知事⇔大臣等)を受けたとき、又は許可区分(一般⇔特定)を変更したとき ※ 許可の更新に伴う年度番号の変更については、変更届を提出する必要はありません。	添付書類は必要ありません。
建設業法に基づく許可業種の廃業（一部業種の廃業を含む。）	

2 経営事項審査について

経営事項審査の有効期間は、審査基準日から1年7か月です。申請書提出後、**経営事項審査の有効期間が近くなりましたら、途切れることがないように、最新の審査基準日の総合評定値通知書の写しを財政課管財係へ必ず提出してください。**

3 合併、分割等による申請

申請書を提出した後、名簿有効期間中に、次のいずれかに該当する場合は、速やかに申請書を提出してください。

(1) 対象

- ① 資格者名簿に登載されていた者から営業又は事業の全部又は一部を承継した場合
- ② 営業又は事業の一部を譲渡した場合
- ③ 会社分割をした場合

(2) 提出書類

- ① 申請書類一式（新会社が申請者のもの）
- ② 事業又は営業の承継、譲渡等の内容が分かる書類（合併契約書等の写し）

4 個人から法人への承継等による申請（様式第14号・15号）

申請書を提出した後、名簿有効期間中に、次のいずれかに該当する場合は、速やかに申請書を提出してください。

(1) 対象

- ① 個人事業主から子が承継した場合
- ② 個人から法人となり承継をした場合

(2) 提出書類

① 個人事業主から子が承継した場合

- ア 市営建設工事入札参加資格承継申請書（様式第14号の1）
- イ 営業用資産の承継調書（様式第15号）
- ウ 事業開始等申告書
- エ 政令第167条の4第1項（政令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）に該当する者でないことを証する身分証明書等
- オ 市営建設工事入札参加資格審査申請書一式（※承継引受者が申請者のもの）

② 個人から法人となり承継をした場合

- ア 市営建設工事入札参加資格承継申請書（様式第14号の2）
- イ 営業用資産の承継調書（様式第15号）
- ウ 事業開始等申告書
- エ 市営建設工事入札参加資格審査申請書一式（※新会社が申請者のもの）

5 資本関係・人的関係に変更があった場合の届出

届出書の提出以後に、資本関係や人的関係に変更を生じた場合には、変更となった原因を生じた日から2週間以内に、「資本関係・人的関係に関する変更届出書」（様式第16号）を提出してください。

6 経常共同企業体の申請

経常共同企業体の申請に関して、令和7年7月1日名簿登載に係るものについては、今回の定期申請の際に受付を行います。定期受付終了後に既に名簿登載されている構成員のみにより経常共同企業体を結成しようとする場合には、随時に申請することができます。（岩手県の名簿登載を要件としている市営建設工事種別の1から19までの工事を希望する場合は、県名簿の同じ工事種別に登録されていることが必要です。）

ただし、経常共同企業体とその構成員について、資格者名簿への同時登録は行わないものとしておりますので（同一の工事種別において経常共同企業体として名簿登載する場合には、当該経常共同企業体の構成員の一の企業としての名簿への登載は取り消すものとします。）、少なくとも名簿有効期間中の受注方針等について十分に検討のうえ申請してください。

7 中間年における納税証明書等の提出

中間年に市税及び上下水道料金の納付状況について確認を行いますので、該当する場合は、次により納税証明書等（原本又は写し）を提出してください。

なお、滞納がない場合は、令和8年4月1日以降も引き続き入札参加資格を有することとしますが、納税証明書等の提出がない場合は、滞納がないことを確認できるまで入札参加等(契約行為を含む。)を制限する場合があります。

(1) 対象者

ア 市内に法第3条第1項に規定する営業所（本店又は支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所）を有する者

イ 8頁Ⅲ1(4)に該当する営業所を有する者

(2) 提出書類

ア 久慈市が発行する納税証明書（様式第29号(完納証明)）【市が賦課徴収する全ての税目(法人市民税を含む)】

イ 上下水道料金納付状況証明書

※ いずれも令和8年2月1日以降に発行されたもの

(3) 受付期間

令和8年2月1日から令和8年3月31日まで

(4) 提出方法

郵送または直接持参

(5) 提出先

〒028-8030 岩手県久慈市川崎町1番1号

電 話 0194-52-2113 (課直通)

久慈市 総務部 財政課 管財係

F A X 0194-52-3653

8 市への情報提供について

申請書を提出した後に、国又は他の地方公共団体から指名停止措置及び指名停止に準じた措置(文書警告、文書注意など)を受けた場合には、速やかに市へ情報提供いただきますようお願いいたします。

別表 1 建設工事の種類コード

「技術職員名簿」(様式第6号)及び「市内営業所に関する調書」(様式第10号)の実務経験者担当業種コードの欄に記入するコード。

建設工事の種類	コード	建設工事の種類	コード	建設工事の種類	コード
土木一式	01	鋼構造物	11	熱絶縁	21
建築一式	02	鉄筋	12	電気通信	22
大工	03	舗装	13	造園	23
左官	04	しゅんせつ	14	さく井	24
とび・土工・コンクリート	05	板金	15	建具	25
石	06	ガラス	16	水道施設	26
屋根	07	塗装	17	消防施設	27
電気	08	防水	18	清掃施設	28
管	09	内装仕上	19	解体	29
タイル・れんが・ブロック	10	機械器具設置	20		

別表2 資格区分コード

コード	資格区分	建設工事の種類															
		土木	建築	とび	電気	管	鋼構	舗装	しゅ	塗装	防水	機械	通信	造園	さく	水道	消防
001	法第7条第2号イ該当 (指定学科卒業+実務経験)	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
002	法第7条第2号ロ該当 (10年の実務経験)	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
003	法第15条第2号ハ該当 (同号イと同等以上)	△	△		△	△	△	△						△			
004	法第15条第2号ハ該当 (同号ロと同等以上)			△					△	△	△	△	△		△	△	△
建設業 法	111	1級 建設機械施工管理技士	○		○				○								
	212	2級 " (第1種~第6種)	○		○				○								
	113	1級 土木施工管理技士	○		○			○	○	○	○						○
	AAA	1級 " (3年の実務経験を要する)										③				③	
	11H	1級 土木施工管理技士補			③					③	③	③				③	③
	214	2級 土木施工管理技士	○		○			○	○	○							○
	AAB	" (5年の実務経験を要する)									⑤	⑤				⑤	
	21J	2級 土木施工管理技士補			⑤					⑤	⑤	⑤				⑤	⑤
	215	2級 土木施工管理技士									○						
	AAC	" (5年の実務経験を要する)			⑤					⑤		⑤				⑤	⑤
	21K	2級 土木施工管理技士補			⑤					⑤	⑤	⑤				⑤	⑤
	216	2級 土木施工管理技士			○												
	AAD	" (5年の実務経験を要する)								⑤	⑤	⑤				⑤	⑤
	21L	2級 土木施工管理技士補			⑤					⑤	⑤	⑤				⑤	⑤
	120	1級 建築施工管理技士		○	○			○			○	○					
	AAE	1級 " (3年の実務経験を要する)											③			③	③
	12C	1級 建築施工管理技士補			③						③	③	③			③	③
	221	2級 建築施工管理技士		○													
	AAF	" (5年の実務経験を要する)			⑤						⑤	⑤	⑤			⑤	⑤
	222	2級 建築施工管理技士			○			○									
	AAG	" (5年の実務経験を要する)									⑤	⑤	⑤			⑤	⑤
	223	2級 建築施工管理技士									○	○					
	AAH	" (5年の実務経験を要する)			⑤								⑤			⑤	⑤
	22D	2級 建築施工管理技士補			⑤						⑤	⑤	⑤			⑤	⑤
	127	1級 電気工事施工管理技士				○											
	AAI	1級 " (3年の実務経験を要する)											③				③
	12E	1級 電気工事施工管理技士補											③				③
	228	2級 電気工事施工管理技士				○											
	AAJ	2級 " (5年の実務経験を要する)											⑤				⑤
	22F	2級 電気工事施工管理技士補											⑤				⑤
129	1級 管工事施工管理技士					○											
AAK	1級 " (3年の実務経験を要する)								③			③			③	③	③
12G	1級 管工事施工管理技士補								③			③			③	③	③
230	2級 管工事施工管理技士					○											
AAL	2級 " (5年の実務経験を要する)								⑤			⑤			⑤	⑤	⑤
23A	2級 管工事施工管理技士補								⑤			⑤			⑤	⑤	⑤
131	1級 電気通信工事施工管理技士												○				
232	2級 電気通信工事施工管理技士												○				
133	1級 造園施工管理技士													○			
AAM	1級 " (3年の実務経験を要する)			③					③	③	③				③	③	
13D	1級 造園施工管理技士補			③					③	③	③				③	③	
234	2級 造園施工管理技士												○				
AAN	2級 " (5年の実務経験を要する)			⑤					⑤	⑤	⑤				⑤	⑤	
23E	2級 造園施工管理技士補			⑤					⑤	⑤	⑤				⑤	⑤	

	コード	資格区分	建設工事の種類															
			土木	建築	とび	電気	管	鋼構	舗装	しゅ	塗装	防水	機械	通信	造園	さく	水道	消防
建築士法	137	一級建築士		○				○										
	238	二級		○														
技 術 士 法	141	建設・総合技術監理（建設）	○		○	○			○	○					○			
	142	建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理（建設「鋼構造及びコンクリート」）	○		○	○			○	○	○				○			
	143	農業「農業土木」・総合技術監理（農業「農業土木」）	○		○													
	144	電気電子・総合技術監理（電気電子）				○							○					
	145	機械・総合技術監理（機械）											○					
	146	機械「流体工学」又は「熱工学」・総合技術監理（機械「流体工学」又は「熱工学」）						○					○					
	147	上下水道・総合技術監理（上下水道）						○										○
	148	上下水道「上水道及び工業用水道」・総合技術監理（上下水道「上水道及び工業用水道」）						○									○	○
	149	水産「水産土木」・総合技術監理（水産「水産土木」）	○		○						○							
	150	森林「林業」・総合技術監理（森林「林業」）													○			
	151	森林「森林土木」・総合技術監理（森林「森林土木」）	○		○										○			
	152	衛生工学・総合技術監理（衛生工学）						○										
	153	衛生工学「水質管理」・総合技術監理（衛生工学「水質管理」）						○										○
	154	衛生工学「廃棄物管理」・総合技術監理（衛生工学「廃棄物管理」）						○										○
電気工事士法	155	第一種 電気工事士				○												
	256	第二種				③												
電気事業法	258	電気主任技術者（第一種～第三種）				⑤												
電気通信事業法	259	電気通信主任技術者												⑤				
	235	工事担任者（注7）												③				
水道法	265	給水装置工事主任技術者					①											
消防法	168	甲種消防設備士																○
	169	乙種																○
職 業 能 力 開 発 促 進 法	164	1級型枠施工			○													
	264	2級型枠施工（注8）			③													
	157	1級とび・とび工			○													
	257	2級とび・とび工（注9）			③													
	173	1級コンクリート圧送施工			○													
	273	2級コンクリート圧送施工（注8）			③													
	166	1級ウエルポイント施工			○													
	266	2級ウエルポイント施工（注10）			③													
	174	1級冷凍空調機器施工・空調設備配管					○											
	274	2級冷凍空調機器施工・空調設備配管					③											
	175	1級給排水衛生設備配管					○											
	275	2級給排水衛生設備配管					③											
	176	1級配管・配管工（注5）					○											
	276	2級配管・配管工（注5）					③											
	170	1級建築板金「ダクト板金作業」					○											
	270	2級建築板金「ダクト板金作業」					③											
	181	1級鉄工・製罐（注6）						○										
	281	2級鉄工・製罐（注6）						③										
188	1級塗装・木工塗装・木工塗装工									○								
288	2級塗装・木工塗装・木工塗装工									③								
189	1級建築塗装・建築塗装工									○								

別表3

有資格コード一覧（一般建設業）1/3

「1」…法第7条第2号イ該当（指定学科を卒業後、一定期間以上の実務経験）

「4」…法第7条第2号ロ該当（10年以上の実務経験）

「7*」…法第7条第2号ハ該当（国家資格取得者等+実務経験3年）

「7」…法第7条第2号ヘ該当（国家資格取得者等）

「7o」…法第7条第2号ニ該当（国家資格取得者等+実務経験5年）

コード	資格区分	建設業の種類																											
		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	夕	鋼	筋	舗	し	板	力	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清
01	法第7条第2号 イ 該当（指定学科卒業+実務経験）	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
02	法第7条第2号 ロ 該当（10年の実務経験）	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
11	1級建設機械施工管理技士	7										7																	
12	2級建設機械施工管理技士（第1種～第6種）	7										7																	
13	1級土木施工管理技士	7		7	7	7	7		7	7	7	7		7	7		7	7		7	7		7	7		7	7		7
1H	1級土木施工管理技士補			7	7	7	7		7	7	7	7		7	7		7	7		7	7		7	7		7	7		7
14	2級土木施工管理技士	種別	土	7	7	7	7		7	7	7	7		7	7		7	7		7	7		7	7		7	7		7
鋼構造物塗装			7	7	7	7		7	7	7	7		7	7		7	7		7	7		7	7		7	7		7	7
薬液注入			7	7	7	7		7	7	7	7		7	7		7	7		7	7		7	7		7	7		7	7
15	2級土木施工管理技士	種別	土	7	7	7	7		7	7	7	7		7	7		7	7		7	7		7	7		7	7		7
鋼構造物塗装			7	7	7	7		7	7	7	7		7	7		7	7		7	7		7	7		7	7		7	7
薬液注入			7	7	7	7		7	7	7	7		7	7		7	7		7	7		7	7		7	7		7	7
16	2級土木施工管理技士	種別	土	7	7	7	7		7	7	7	7		7	7		7	7		7	7		7	7		7	7		7
鋼構造物塗装			7	7	7	7		7	7	7	7		7	7		7	7		7	7		7	7		7	7		7	7
薬液注入			7	7	7	7		7	7	7	7		7	7		7	7		7	7		7	7		7	7		7	7
1J	2級土木施工管理技士補	種別	土	7	7	7	7		7	7	7	7		7	7		7	7		7	7		7	7		7	7		7
鋼構造物塗装			7	7	7	7		7	7	7	7		7	7		7	7		7	7		7	7		7	7		7	7
薬液注入			7	7	7	7		7	7	7	7		7	7		7	7		7	7		7	7		7	7		7	7
1K	2級土木施工管理技士補	種別	土	7	7	7	7		7	7	7	7		7	7		7	7		7	7		7	7		7	7		7
鋼構造物塗装			7	7	7	7		7	7	7	7		7	7		7	7		7	7		7	7		7	7		7	7
薬液注入			7	7	7	7		7	7	7	7		7	7		7	7		7	7		7	7		7	7		7	7
1L	2級土木施工管理技士補	種別	土	7	7	7	7		7	7	7	7		7	7		7	7		7	7		7	7		7	7		7
鋼構造物塗装			7	7	7	7		7	7	7	7		7	7		7	7		7	7		7	7		7	7		7	7
薬液注入			7	7	7	7		7	7	7	7		7	7		7	7		7	7		7	7		7	7		7	7
20	1級建築施工管理技士		7	7	7	7	7		7	7	7		7	7	7	7		7	7		7	7		7	7		7	7	
20C	1級建築施工管理技士補		7	7	7	7	7		7	7	7		7	7	7	7		7	7		7	7		7	7		7	7	
21	2級建築施工管理技士	種別	建	7	7	7	7		7	7	7		7	7		7	7		7	7		7	7		7	7		7	
軀			7	7	7	7		7	7	7		7	7		7	7		7	7		7	7		7	7		7	7	
体			7	7	7	7		7	7	7		7	7		7	7		7	7		7	7		7	7		7	7	
22	2級建築施工管理技士	種別	建	7	7	7	7		7	7	7		7	7		7	7		7	7		7	7		7	7		7	
軀			7	7	7	7		7	7	7		7	7		7	7		7	7		7	7		7	7		7	7	
体			7	7	7	7		7	7	7		7	7		7	7		7	7		7	7		7	7		7	7	
23	2級建築施工管理技士	種別	建	7	7	7	7		7	7	7		7	7		7	7		7	7		7	7		7	7		7	
軀			7	7	7	7		7	7	7		7	7		7	7		7	7		7	7		7	7		7	7	
体			7	7	7	7		7	7	7		7	7		7	7		7	7		7	7		7	7		7	7	
24	2級建築施工管理技士補	種別	建	7	7	7	7		7	7	7		7	7		7	7		7	7		7	7		7	7		7	
軀			7	7	7	7		7	7	7		7	7		7	7		7	7		7	7		7	7		7	7	
体			7	7	7	7		7	7	7		7	7		7	7		7	7		7	7		7	7		7	7	
27	1級電気工事施工管理技士							7													7								7
2E	1級電気工事施工管理技士補							7													7								7
28	2級電気工事施工管理技士							7													7								7
2F	2級電気工事施工管理技士補							7													7								7
29	1級管工事施工管理技士								7		7		7		7		7		7		7		7		7		7		7
2G	1級管工事施工管理技士補								7		7		7		7		7		7		7		7		7		7		7
30	2級管工事施工管理技士								7		7		7		7		7		7		7		7		7		7		7
3A	2級管工事施工管理技士補								7		7		7		7		7		7		7		7		7		7		7
31	1級電気通信工事施工管理技士																					7							7
32	2級電気通信工事施工管理技士																					7							7
33	1級造園施工管理技士				7	7	7	7		7	7	7		7	7		7	7		7	7		7	7		7	7		7
3D	1級造園施工管理技士補				7	7	7	7		7	7	7		7	7		7	7		7	7		7	7		7	7		7
34	2級造園施工管理技士				7	7	7	7		7	7	7		7	7		7	7		7	7		7	7		7	7		7
3E	2級造園施工管理技士補				7	7	7	7		7	7	7		7	7		7	7		7	7		7	7		7	7		7
37	1級建築士		7	7			7		7	7											7								
38	2級建築士		7	7			7		7	7											7								
39	木造建築士		7	7			7		7	7											7								
41	建設（「鋼構造及びコンクリート」を除く）・総合技術監理「建設」（鋼構造及びコンクリートを除く）		7				7						7	7										7				7	
42	建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理「建設—鋼構造及びコンクリート」		7				7					7	7											7				7	
43	農業「農業土木」・総合技術監理「農業—農業土木」		7				7																						
44	電気電子・総合技術監理「電気電子」						7																7						
45	機械（「流体力学」「熱工学」を除く）・総合技術監理「機械」（流体力学、熱工学を除く）																						7						
46	機械「流体力学」又は「熱工学」・総合技術監理「機械—流体力学」又は「機械—熱工学」								7														7						
47	上下水道（「上水道及び工業用水道」を除く）・総合技術監理「上下水道」（上水道及び工業用水道を除く）									7																		7	
48	上下水道「上水道及び工業用水道」・総合技術監理「上下水道—上水道及び工業用水道」									7																		7	
49	水産「水産土木」・総合技術監理「水産—水産土木」		7				7							7															
50	森林「林業」・総合技術監理「森林—林業」																									7			
51	森林「森林土木」・総合技術監理「森林—森林土木」		7				7																			7			
52	衛生工学（「水質管理」「廃棄物管理」を除く）・総合技術監理「衛生工学」（水質管理、廃棄物管理を除く）									7																			
53	衛生工学「水質管理」・総合技術監理「衛生工学—水質管理」									7																		7	
54	衛生工学「廃棄物管理」・総合技術監理「衛生工学—廃棄物管理」									7																		7	

※解体工事の技術者資格要件について

- ・1級土木施工管理技士（コード13）
- ・2級土木施工管理技士（土木）（コード14）
- ・1級建築施工管理技士（コード20）
- ・2級建築施工管理技士（建築）（コード21）
- ・2級建築施工管理技士（躯体）（コード22）

①平成28年度以降の合格者は、その合格をもって解体工事の資格も有する。
 ②平成27年度以前の合格者が解体工事の資格を有するには、合格後解体工事の実務経験1年以上又は登録解体工事講習の受講が必要

